

平成30年度
第1回和歌山県森林審議会
議 事 録

日時：平成30年7月17日(火) 13:30～15:30
場所：和歌山県庁北別館2階大会議室

平成30年度 第1回和歌山県森林審議会 議事録

日時：平成30年7月17日（火）13：30～15：30

場所：和歌山県庁北別館2階大会議室

【開 会】

小川副課長
(以下「司会」)

定刻となりましたので、ただ今から、平成30年度第1回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の小川でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、お手元の資料のご確認をお願い致します。

本日の

配布資料一覧、

次第、

委員名簿、

配席図、

森林審議会関係法令等、

審議事項－1としまして「高度公益機能森林に関することについて」、

報告事項－1としまして「林地開発行為の許可に関することについて」、

参考－1としまして「平成30年度森林・林業局の施策の概要について」、

参考－2としまして「森林経営管理法等の概要について」でございます。

また、この他、 委員から山の日に関連する資料をお配りいただいています。

資料に不足等はございませんか。

まず、和歌山県森林審議会について、簡単にご説明致します。

お手元に配布しております資料の「森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森

林審議会を置く」こととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第68条第2項及び第3項の規定による事項となっております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の策定、変更に関すること。
- ・地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。

- ・保安林の指定、指定の解除に関すること。

そして、森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。

などがございます。

この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

などとなっております。

本審議会の委員につきましては、森林法第70条第3項の規定に基づき、2年の任期となっております。皆様には、4月1日付けで、委員の委嘱をさせていただいたところでございます。

それではここで、委員の皆様をご紹介します。

■■■■委員でございます。

なお、■■■■委員、■■■■委員におかれましては、本日所用のためご欠席でございます。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県農林水産部森林・

司 会

林業局長の西山久雄からご挨拶申し上げます。

森林・林業
局長

森林・林業局長の西山でございます。

この4月から森林・林業局長を拝命しております。よろしく
お願い致します。

本日、森林審議会の開催にあたり、委員の皆様方におかれま
しては、ご多忙な中にも関わらず、ご出席いただきまして厚く
お礼申し上げます。

さらに、平素から県政の推進、とりわけ森林・林業行政につ
きまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますことを、こ
の場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。

また、このたびの西日本豪雨（平成30年7月豪雨）の災害
により、被害を受けられた皆様には謹んでお見舞い申し上げる
とともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、第196回通常国会では、森林経営管理法が可決成立
し、来年4月1日からの施行となったところでございます。

この森林経営管理法では、「新たな森林管理システム」とい
うことで、経営管理が適切に行われていない森林について、市
町村が仲介役となり森林所有者と林業事業体を繋ぎ、放置され
た森林の経済ベースでの活用や、間伐等の手入れが遅れた森林
の解消が促進され、土砂災害等の発生リスクの低減などが期待
されてございます。

また、このシステムの中での調査や経済ベースにのらない森
林での間伐などの財源となる森林環境税（仮称）に係る関連法
案につきましては、次期通常国会に提出され、来年の3月末ま
での成立が見込まれているところでございます。

このようなことから、市町村における事業実施に向けた体制
づくりが急務となっており、県では、年度当初から説明会等を
開催し体制づくりを支援しているところでございます。

県と致しましては、森林経営管理法の制定を契機に、より一
層、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に取り組んでい
きたいと考えていますので、委員の皆様方におかれましては、
今後とも一層のご指導、ご協力をお願い致します。

本日の森林審議会では、高度公益機能森林の変更に係る事項
について、ご審議いただくこととしております。

また、林地開発行為の許可に係る森林保全部会からの報告や、
平成30年度の森林・林業局の施策の概要、森林経営管理法等

森林・林業
局長

の概要について、ご説明させていただくこととしております。
委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い致
しまして、開会のご挨拶とさせていただきます。
本日は、よろしくお願い致します。

司 会

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。
林業振興課 課長の泉清久です。
森林整備課 課長の児玉和久です。
林業振興課 計画班長の森川直博です。
森林整備課 森林づくり班長の山本正哉です。

それでは、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。
本日の議事は、

「(1) 会長・副会長の選出、森林保全部会の部会長及び部会
委員の指名」

「(2) 高度公益機能森林に関することについて」

「(3) 林地開発行為の許可に関することについて」

「(4) その他」

となっております。

それではこれより、次第に基づきまして、議事を進めたいと
存じます。

【議事1】

まず、「(1) 会長・副会長の選出」についてでございます。

平成30年4月1日付けで委員の委嘱をさせていただいた
後、今回が最初の審議会となります。

会長の選出につきましては、森林法第71条第1項の規定に
基づき、委員の皆様の互選により選出していただくことになっ
てございますが、会長の選出について、いかが取り計らい致し
ましようか。

委員

引き続き、委員に会長をお願いしたいと思いますが、
いかがでしょうか。

司 会

ただ今、委員から委員に会長を務めていただき
たいとのご発言がございましたが、いかがでしょうか。

| | |
|-------------------|---|
| 各委員 | 異議なし |
| 司 会 | <p>異議なしとのことですので、[]委員に会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>それではこれより、会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条の規定に基づき、[]会長をお願い致します。</p> <p>[]会長、よろしくお願い致します。</p> |
| []会長 (以下「議長」) | <p>ただ今、本審議会の会長に選出されました、[]でございます。</p> <p>円滑な議事進行にご協力をお願い致します。</p> <p>会長の任期が2年ということですので、よろしくお願い致します。</p> |
| | <p>まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。</p> <p>[]委員と[]委員をお願い致します。</p> <p>続きまして、副会長の選出ですが、和歌山県森林審議会運営についての内規第2条第1項により、委員の互選により選出させていただくことになっていますが、いかがでしょうか。</p> |
| []委員 | 議長一任 |
| 議 長 | 議長一任ということですので、[]委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし |
| 議 長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、[]委員に副会長をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>続きまして、森林保全部会の部会長及び部会委員の指名についてですが、指名に先立ちまして、森林保全部会について、事務局から簡単に説明をお願いします。</p> |

林業振興課
計画班長

森林保全部会について、簡単にご説明させていただきます。
森林法施行令第7条第1項において、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができると規定されています。

この規定に基づき、和歌山県森林審議会森林保全部会設置要綱を定めており、要綱第2条第2項において4つの事項について審議することができるかと規定しております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の変更に関すること。
- ・森林の土地の保全に関すること。
- ・保安林の指定の解除に関すること。

森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林等に関すること。

でございます。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、部会の委員につきましては、7人以内とし、会長が指名することになっておりますので、私の方から森林保全部会の委員を指名させていただきます。

森林保全部会の部会長には、 委員にお願いしたいと思います。

そして、森林保全部会委員には、

- 委員
- 委員
- 委員
- 委員
- 委員
- 委員

の皆様をお願いをします。

なお、 委員につきましては、本日ご欠席ですので、事務局から連絡いただくようお願いいたします。

【議事2】

続きまして、審議事項「(2) 高度公益機能森林に関することについて」に移ります。事務局から説明をお願いします。

森林整備課長

それでは、松くい虫被害対策における高度公益機能森林に係る区域の変更について、ご説明致します。

資料の2ページをご覧ください。

松くい虫の被害対策につきましては、森林病虫害等防除法に基づき、「高度公益機能森林」を指定し、薬剤散布による防除や伐倒駆除などを行っているところです。

この「高度公益機能森林」の定義といたしましては、保安林として指定された森林や保安林外の公益的機能の高い森林であって、マツ以外の樹種では、当該機能を発揮させることが困難なものとして都道府県知事が定めた森林をいいます。

現在、4市6町で397ヘクタールの森林が指定されおり、毎年、薬剤散布などの予防対策や被害の発生量に応じ伐倒駆除を行うなどの被害対策を実施しているところです。

今回、白浜町において、対象面積の変更事案が生じておりますので、その概要について、担当班長から説明させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

森林整備課

森林づくり班長

森林整備課森林づくり班長の山本と申します。よろしくお願い致します。

高度公益機能森林につきましては、松くい虫被害対策に関係するもので、被害は全国的に昭和54年がピークで今は減少傾向にあります。松くい虫の被害対策として補助事業を実施する場合には高度公益機能森林に指定されていることが条件となっており、知事が指定することになっています。

このため、高度公益機能森林に指定された松林については、松の生育状況に応じて区域の見直しを行っているところです。

それでは、変更箇所の概要について、ご説明申し上げます。

資料1の3ページ目をご覧ください。

この一覧表は、県内の高度公益機能森林を示した表で、今回、変更の対象になりますのが、白浜町の「白良浜・三段・千畳」と表示している現行面積が26ヘクタールの区域であります。

当該区域については、潮害の防備、風致機能、魚付き等の公益的機能を期待し、松くい虫の防除対策に努めてきましたが、一部の区域においては、松林が減少し、広葉樹への転換が進み、従来、松林が果たしていた公益的な機能を広葉樹が代替えし発揮する状況となったため、高度公益機能森林の一部を解除する

森林整備課

森林づくり班長

ものです。

資料の4ページをご覧ください。

この地図は、「白良浜・三段・千畳」区域の位置を示したもので、赤色と緑色で表示した区域を合わせたものが、全体面積の26ヘクタールになります。

このうち、赤色で示した部分が今回解除しようとする区域で、解除予定面積の合計が10ヘクタールとなります。

資料の5ページをご覧ください。

この地図は解除しようとする区域の北側となります「千畳敷～三段壁」の区域を拡大した地図です。

資料の7～9ページに林内の状況写真を、また、その撮影場所を資料6ページの地図に示しておりますのでご覧ください。

写真の①～④は、千畳敷から三段壁までの状況で、写真⑤～⑨は、三段壁から南にかけての状況です。

また、資料の10ページ以降には、解除しようとする区域の南側になります「いそぎ公園南」の状況を地図と写真で示していますのでご覧ください。

今回の変更により、県内の高度公益機能森林の面積は、資料2ページの(2)ーウの対象面積に記載していますとおり、現行面積の397ヘクタールから10ヘクタールが減少し、387ヘクタールとなり、今後は、これらの区域において引き続き適切な被害対策に取り組んでいきたいと考えています。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

【質 疑】

ただ今、事務局から説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

なお、本日欠席の■■■■委員、■■■■委員からご意見はいただいております。

改めまして、委員の皆様、ご意見、ご質問等はございませんか。

議 長

■■■■委員

松から広葉樹への転換が進んでいるということですが、どういう樹種に転換しているのか、松が減っているとして、どれぐらい広葉樹が増えているのか調査結果はありますか。

森林整備課
森林づくり班長

現地の状況ですが、樹種としては、ウバメガシ、トベラ、リョウブなどの広葉樹を確認しています。

それから、干畳敷から三段壁にかけて、若干、松は残っていますが、その他の区域については、ほぼ広葉樹に転換している状況で、松くい虫の予防事業も平成28年度以降は取りやめているところです。

委員

広葉樹に転換することの意義というのは松くい虫対策ということですか、積極的に転換していかれますか。

森林整備課
森林づくり班長

本来であれば松として残したいところですが、被害の発生により伐倒駆除を継続的に行った結果、現在では松が減少し、広葉樹が繁殖していることから広葉樹として森林の風致機能等を確保していこうと考えています。

委員

広葉樹を植樹していこうということですか。

森林整備課
森林づくり班長

現在、ある程度の広葉樹が繁殖しているので、新たな植栽は行わず、今ある広葉樹をこのまま管理する考えです。

委員

ここの保全目的としましては、観光地・景勝地として風致機能という形で指定されていると思いますが、松の景観から広葉樹の景観というのは随分異質なものになると思いますが、観光地として将来的に広葉樹をどのような景観で白浜にマッチさせようとするのか何かお考えはありますか。

森林整備課
森林づくり班長

ここの森林の半分以上が町有林となっており、今後は町とも協議を行い、お手伝いできる部分については検討していきたいと考えています。

委員

ちょっと余計なことかもしれませんが、転換される広葉樹というのは、あまり高木になるような感じではないと思いますが、松の景観と随分変わるということを町の方に助言をしていただいた上で、どうするのか協議を十分していただきたらと感じましたので、よろしくお願いします。

森林整備課
森林づくり班長

白浜町と協議を重ねながら進めていきたいと思ひます。

議 長

【採 決】

他にございませぬか。

特に無いようでしたら採決に入りたいと思ひますが、適当と認めることにござ異議ございませぬか。

各委員

異議なし

議 長

それでは適当と認めることにします。

【議事3】

続きまして、報告事項「(3) 林地開発行為の許可に関する
ことについて」に移ります。

森林保全部会の部会長であります[]委員から報告をお願い
します。

[]委員

報告事項一の資料になりますが、去る4月18日に林地開
発行為の変更許可案件について、森林保全部会で審議をしまし
た。

申請者は、赤井工業株式会社及び株式会社真永で、場所は、
紀の川市の神通です。

開発の目的は、土石の採掘及び事業場の設置のための造成で、
変更許可に係る森林の開発面積は8.8182ヘクタールです。

部会の委員7名中5名で慎重に審議しました結果、2つの付
帯意見を付して異議なしと決議し、4月25日付けで「当会と
して適当であると認める。」と和歌山県知事に答申をしました。

2つの付帯意見について簡単に申し上げますと、1つはクビ
アカツヤカミキリの被害の未然防止を図って下さいということ
です。クビアカツヤカミキリについては、昨年、かつらぎ町で
生息が確認され、場合によってはウメやサクラに非常に大きな
影響を及ぼすというものです。もう1つの付帯意見は希少動植
物の保護への配慮ということなんです。

以上で報告を終わります。

議 長

委員、ご報告ありがとうございました。

続きまして「(4) その他」に移ります。

最初に、平成30年度森林・林業局の施策の概要について、事務局から説明をお願いします。

林業振興課長

林業振興課の泉です。

平成30年度森林・林業局の施策の概要につきまして説明させていただきます。

資料の参考-1をご覧ください。

平成30年度施策の基本方針としましては、昨年度と同様で本格的な利用期を迎えた森林資源を効果的に活用するために、産業施策としての「林業・木材産業の成長産業化」と、環境施策としての「多様で健全な森林づくり」について、森林ゾーニングにより選択と集中を行って実施しています。

「担い手の育成・確保」、また、「活力ある山村づくり」として、特に、来年から始まります新たな森林管理システムに向けて、新規就業者の確保と経営感覚、実践的技術・知識を持った技術者の育成は重点課題であると思っています。

次に重点施策につきまして説明させていただきます。

今年度も3ヶ月半が過ぎていきますので、現在、既に実施しているところも含めて説明させていただきます。

「1. 林業・木材産業の成長産業化」につきましては、平成29年7月27日の審議会でご説明させていただきましたとおり、5ヶ年の計画として森林・林業総合戦略を昨年7月に策定しています。それに基づきまして、林業・木材産業の成長産業化を目指して施策を打っているところです。造林・伐採から加工流通販売までの一貫したシステムを構築して、低コスト林業の推進と素材生産量の拡大、紀州材の需要拡大、競争力強化を図っていくことを目的に行っています。

「①循環型林業及び低コスト林業の推進」では、「原木の需給調整・安定供給の推進」としまして、県内の製材所にきちんと供給していこうと取り組みを進めています。また、木質バイオマス発電の立地では、早ければ平成32年春に上富田町にバイオマス発電が稼働予定ですので、そちらにもきちんと供給できるよう体制整備を進めています。その他にも、新宮地方や有

田地方でもバイオマス発電の計画がありますので、計画内容に沿って供給できるよう体制整備を進めています。

「森林組合の合併支援や民間素材生産事業体との連携強化」につきましては、ここ数年では平成28年11月に日高の4つの森林組合が紀中森林組合として合併しています。また、今年4月には和海森林組合と那賀広域森林組合が和海紀森林組合として合併しています。現在、県内19の森林組合となっています。これにつきましては、県森連の行動計画とともに、更なる合併に向けた取り組みを進めます。民間素材生産事業体との連携につきましては、例えば本宮町森林組合や紀中森林組合では素材生産事業体等と連携をして増産に取り組んでおり、そういうことを繋げていきたいと考えています。

「林道及び作業道等の整備や高性能林業機械等の導入」につきましては、今年度、林道は7路線の開設、林業専用道は3路線の開設、作業道につきましては約100キロの新設を計画しています。高性能林業機械につきましては、ハーベスタ、プロセッサ、スイングヤーダを日高地方と西牟婁地方で3台導入する計画で進めています。

「伐採と植栽の一貫システムの推進」につきましては、林野庁の平成30年度の新規事業として創設された林業成長産業化総合対策事業を活用して、資材運搬の合理化や地拵えの簡略化による一貫施業システムを導入して、低コスト化を推進したいと考えています。

これらの取組の試験・研究の推進としまして、油圧集材機の開発にここ数年来チャレンジしています。

また、試行錯誤の状態ではありますが、ドローンによる苗木の運搬や土場から直送による流通の簡素化でコスト削減ができないか試験的に取り組んでいます。

「②紀州材の販路拡大と需要拡大」では、「大消費地での販路拡大」としまして、大都市圏で開催されるジャパンホームショーや木と住まいの大博覧会に出展をして紀州材のPRや大都市圏の工務店、設計士とのマッチング商談会を行っています。

また、30数年来続けています春と秋の紀州材展の開催は今後も続けていく予定ですし、県外の大規模店舗での紀州材の家づくり相談会も年2回開催をして、紀州材での家づくり、紀州材の販路拡大に取り組んでいます。「東京五輪2020・紀州材ブランドPRの推進」につきましては、東京オリンピック、

パラリンピックが2020年に控えていまして、選手村ビレッジプラザへ紀州材部材を提供しようと、約50m³ぐらい、これにつきましては、オリンピック協議会が全国に参加自治体を募って、それに和歌山県が手を挙げたところで、全国に参加自治体は63と聞いています。オリ・パラでも使用された紀州材ですとPRできればと思っています。

「公共建築物等の非住宅建築物の木造・木質化の推進と公共土木工事への利用促進」につきましては、以前から和歌山県木材利用方針に基づきまして、公共建築物の木造化を推進しているところで、また、公共土木工事においても木材利用指針、マニュアルを作成して木材利用を推進しています。平成29年度の実績では6千6百m³が建築又は公共土木工事で利用されています。今年度につきましては7千百m³を目標に推進しています。また、特に低層の建築物は木造化するよう利用方針を定めていますが、県では概ね低層の部分について木造化が図れているものの、市町村では低層部分での木造化が低位であることから市町村の方にも働きかけをして、公共物件での紀州材の利用を推進したいと思っています。

「建築士のスキルアップ及び木造建築の普及啓発の強化」につきましては、ここ3年、木造設計に関わる建築士の方々のスキルアップを目的に紀の国わかやま木造塾を開催して、3年間で33名の方に受講いただきました。今後は何らかの形でスキルアップのための講習会、勉強会、又は普及啓発のためにご活躍いただきたいと思っています。

「木質バイオマスの利用促進」につきましては、これまでは熱源としての利用が多かったですが、今後は発電としてのバイオマス利用に向けて取り組んでいきたいと思っています。

「③森林資源情報の整備」では、「ICT等の技術を活用した高精度な森林情報の整備」としまして、川上での資源情報と川下での需要情報を一元化してミスマッチがないように図れないか、これにつきましては、昨年度から行っている林業成長産業化の田辺モデルで試験的に進めていければと思っています。

「計画的な森林経営及び管理の啓発」につきましては、森林経営計画策定の推進です。

「林地台帳の整備の促進」につきましては、平成31年4月から各市町村において林地台帳を公表することになっているため、それに向けて市町村を支援・指導を行っています。

「2. 多様で健全な森林づくり」につきましては、間伐をはじめとして適切な森林整備、又は保安林の適正な管理、森林の持つ多面的機能の維持増進を図るとともに、企業の森などの多様な主体による森林づくりを推進します。

「①多面的機能の維持・増進」では、適切な森林施業の推進としまして、森林ゾーニングに基づく経済林の重点区域につきましては、造林公共などの国庫補助事業で搬出間伐や循環施業を推進します。また、環境林につきましては、紀の国森づくり基金を活用して環境林への誘導を図るため切捨間伐を推進したいと考えています。

「森林吸収源対策や獣害・森林病虫害の被害対策の推進」につきましては、獣害防除ネットの設置への補助、また、松くい虫被害への対策、ナラ枯れ被害への伐倒駆除を行っています。

「花粉症対策苗木等の生産拡大」につきましては、林業試験場中辺路試験地において花粉症対策苗の採取園を造成中で、平成33年の12万6千本の生産を目指して鋭意取り組んでいます。

これらに関する試験・研究としまして、低コスト造林技術研修会との共同でコンテナ苗の活用における実証試験を実施して、現地での適正・適用について確認を行っています。

「②多様な主体による森林づくり」につきましては、企業の森に取り組んでいるところで、平成29年度末で86箇所、約270haの企業の森を行っていただいています。新長計では平成38年末までに150箇所を目標に新たな箇所で展開いただけるよう誘致を進めています。

「紀の国森づくり基金や緑の募金等を活用した県民参加の森づくり」につきましては、基金の公募事業や緑の募金事業による森林整備、又は緑化活動などを行っているとともに、植樹祭を契機に毎年5月、わかやま森林と樹木の日イベントを開催して普及啓発に取り組んでいます。また、基金事業の緑育、森林林業教室ですが、これには県内小学校の約半数である約120校に参加をいただいております。昨年は延べ5千人余りの児童に参加していただいております。

「③山地災害の防止」につきましては、新たな荒廃山地や平成23年台風12号災害の計画的な復旧です。治山事業による着実な復旧、また、台風12号の大規模な災害箇所は民有林直轄治山として国の方で計画的に復旧していただいております。

「保安林の適正な配備と管理」につきましては、保安林の指定・解除による適正な配置と治山事業による森林整備を行うとともに、林地開発許可制度の適正な運用で山地災害の防止を図ります。

「3. 林業の担い手の育成・確保と活力ある山村づくり」につきましては、来年度からの新たな森林管理システムでは新規就業者の確保が課題になってくるとともに、技術・知識を持った技術者の育成が必要になりますので 総合的に計って活力ある山村づくりを目指したいと思っています。

「①林業の担い手の育成と確保」につきましては、昨年開校しました農林大学校林業研修部において今年度も研修を行っています。29年度は4名が修了して、2名が森林組合へ、1名が県内の民間事業体へ、1名が中辺路試験地の臨時作業員として就業されています。平成30年度も新しく5名の研修生が入校しまして、県内2名、県外3名、うち女性1名が研修に励んでいます。

「林業体験研修の実施、新規就業希望者に対して実践的な技術と知識を教育」につきましては、農林大学校の林業研修部や労確センターで、とびいし研修や林業就業支援講習として、1日コース、4日コース、又は15日コースの就業前の体験講習を行っています。

それから、林業従事者に対しては高度伐木技術、又は選木技術等のスキルアップ講習を行っており、林業技能作業士育成コースは88日間、林業架線技術者育成コースは37日間、短期のコースとして高度伐木作業育成、又は選木技術者育成を設けています。なお、伐倒技術の訓練等を行う研修施設の整備充実として今年度は傾斜伐倒訓練装置、風倒木伐倒訓練装置を導入して、安全研修の充実を図っています。

「②活力ある山村づくり」につきましては、特用林産物の振興として、サカキ、シキミ、シイタケといった既存の林産物、最近では、コゴミ、イタドリといった林産物が生産されていますので、それらの生産施設の整備を県の単独事業で支援を行っています。

また、紀州備長炭のブランド力の保持につきましては、原木林の育成・確保として木炭組合と一緒にあって択伐施業に取り組んでいます。また、山づくり塾を開催しまして、択伐、製炭、

林業振興課長

選別などの技術力の向上に取り組んでいます。

「生活環境整備の促進」につきましては、集落道の舗装などの環境整備を行うとともに、わかやま山村絵画コンクールなどで、山村の情報、良さを機会を捕まえて発信をしています。

「4. 森林経営管理法の施行及び森林環境譲与税の事業実施に向けた市町村等の体制づくり」につきましては、昨年度は無かった項目です。平成31年度からの体制づくりに市町村と協議をしながら進めています。1月には森林環境税・森林環境譲与税に係る説明会を各市町村の担当課長にお集まりいただき説明会を実施しています。また、4月には各市町村に譲与税の使途の考え方や体制整備についての説明会を行っています。5月の全県市町村長会議では、市長、又は町長、村長に対して体制整備について、ご依頼をしているところで、先週7月11日には森林経営管理法が可決成立したことを受けて、再度市町村の担当課長を対象に説明会を開催しています。今後は市町村の実情、又は要望を伺いながら実行体制の整備に係る支援、又は森林所有者の意向調査への助言、県による事務代行も加味しながら支援を行っていきたいと考えています。

資料の3ページから4ページにつきましては林業振興課分、5ページにつきましては森林整備課分の施策方針を詳細に記載させていただいています。6ページから7ページにつきましては、局全体の事業体系として事業名と予算を掲載させていただいています。平成30年度につきましては、両課合わせまして、63億4,678万円、事業数にしまして40事業を平成30年度の当初予算として実施しています。

また、今後とも事業実施に向けまして、各委員皆様からのご指導、ご意見、ご協力をお願いできればと思っています。

以上で、説明を終わります。

【質 疑】

ただ今、事務局からの説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

議 長

委員

基本方針として本格的な利用期を迎えていると、これは和歌山県だけではなく日本全体だと思えます。その中で成長産業化を進めるのは難しい面もあると思えます。例えば、この前いただきました平成30年度の森林・林業及び山村の概況の26ページに製材用素材価格の推移があります。これを見ますと、例えばスギの中丸太については、全国に比べ和歌山県の価格は、かつて4千7百円高く取引されています。ヒノキについても3千円ぐらい高く取引されています。ところが現在は3千円も低い。ヒノキについても4千6百円も低い。全国と和歌山県の価格の逆転が起こったのはスギについては平成25年、ヒノキについては平成23年と年代が接近しています。これは、例えば和歌山県産の材に対する評価が下がって安くなったのか、あるいは県の製造過程の方針が変わって、より安いものを出荷することになって価格が下がったのか、その辺の原因について把握されていますか。

林業振興課長

委員からのご質問のとおり24年前後に逆転しています。

この原因を先日確認したところ、全国と県内の調査方法が違いまして、全国調査には製材所まで持ってくる運賃が入った価格となっていました。

県の24年以降の価格は、製材所での丸太価格の平均ですから、今後、掲載方法を検討したいと思っています。

しかしながら、和歌山県の価格に2千円、3千円の運賃を乗せたとしても安くなっています。これは調査中で一概には言えませんが、24年、25年から製材所、合板工場の大型化が進んで、大量に材を直送するようになったため、価格に逆転が生じたのではないかと推測しています。

材の価格につきましては、大量にきちんとロットをまとめることで価格交渉力が生まれ、良い価格での取引ができると思っています。もちろん、飛び抜けて良いものは別ですが、並材ないし並材以下、特にB材につきましては、そういったことが原因ではないかと思っています。

全国の木材自給率が38%になったと聞いていますし、国はこれを50%にしようと頑張っています。その中でも、和歌山県の場合、地形が急峻であるなどの制約があって、素材の生産コストが高くなっており、苦勞しているところもありますが、

林業振興課長

そういった生産コスト、もう一つは流通のコスト、そういったところを削減できたらと考えています。

紀州材の性質としての評価が落ちている訳ではないと思っています。その辺を頑張っていきたいと思っています。

委員

住宅の木造率を上げることがあったと思います。森林・林業及び山村の概況では和歌山県の場合は75%ぐらいになっています。平成20年ごろからほとんど変化はしていません。10年間変化していないことを考えると、ここで更に木造率を上げていくためには、何か新しい仕組み・取組みが必要になると思いますが、その辺で県の考えはどうなっていますか。

林業振興課長

住宅の木造率を上げるのではなくて、公共施設、非住宅の木造率を上げたいと思っています。今後、住宅着工戸数は少子化の関係で全国的に減ってくると思います。今は全国で96万戸ですが、これが50万戸時代がくるのではないかと、このため、非住宅、住宅以外での木材利用を図っていきたいと思っています。県土整備部の建築の方でも頑張っています。昨年の公共建築物での木造率は、和歌山県は21%になっていて全国10位です。その21%を上げていければと考えています。木造率の増進というのは非住宅で図っていきたいと考えています。

委員

企業の森ですが、14年から始まって15、6年経ちましたので、企業の森がどういう状態になっているのか、モニタリングですとか、現在の状況について追跡調査みたいなものは行われていますか。

森林整備課長

森林整備課の児玉です。

企業の森につきましては、現在86か所、企業・団体数で78となっています。明後日19日にも継続の企業による調印式が行われます。検証といいますが、今増えてきておりますのは、既に活動いただいている企業による活動地の継続や現在の活動地と併せた新規の場所での活動となっています。

県では、新規の企業に対して営業活動を行っておりますが、全国的に他の県でも同じようなことに取り組んでいますし、また、最近では、東日本大震災もそうですし、全国的に大きな災

森林整備課長

害が起こっている状況もあり、そういった部分での支援活動など、企業のCSR活動も多様化しています。

このため、新規の獲得は以前に比べると難しい状況にはなってきています。

県としましては、過去のいろいろな場面での検証は、まだこれからのところですが、他の県との差別化を図りながら企業による森づくりを進めていきたいと考えています。

委員

私が存じ上げている事例では、基本的にはスギなどの植林地の伐採跡地を利用して行われていると思います。苗木の受け入れなどもあると思いますが、モミジとサクラばかりというような感じで、和歌山県の森林の本来の在り方を考えますと、ある程度の標高以下のところでは照葉樹が基本になると思います。そういうものが植えられているところが非常に少ないように思います。その辺で、植えたサクラやモミジ類が現在どういう状況になっているか検証していただきながら、照葉樹を使った森づくりも検討していくような方向性があるのも良いのではないかと思いますので、是非一度、検証いただけたらと思います。

森林整備課長

委員ご指摘のとおり企業の森の植栽につきましては、企業の希望を反映しているところがありまして、ヤマザクラであったり、モミジであったりと、花が咲いたり、紅葉が綺麗といった樹種が要望として多いのは事実です。

森づくりという観点からしますと、委員がおっしゃることは非常に重要なことです。

それと、今まで植えてきたところの検証ですが、まだ10年が過ぎたところですので、大きな変化は現段階では無いと思いますが、和歌山県の場合、最終的には照葉樹になると思います。そういった変化を検証しながら、一番重要なことは企業に対して、どのような提案をするかということになりますので、その辺を今後考えていきたいと思っています。

議長

よろしいですか。

他にございませんか。

委員

町村会です。

環境問題が審議会のテーマになるかどうか分かりませんが、間伐をした間伐材をそのまま山へ切捨てている現状があります。それは国の方が間伐をすると何%は外へ運び出しなさいと。

しかし、ほとんどが伐り倒して、そのままというのが現状です。

これを市場へ持っていきますと、m³ 単価で3千円の費用が掛かります。しかし、買っていただけるのは千円ということです。そのうち買主には千円、それから売主には千円、そして紀美野町の場合は千円を町負担として補助金を出しています。

そんな状況の中で、いかに間伐が進んでも伐り倒した木をそのまま捨てていると、今、現実に行っている災害に結びついてくると思います。そうならないためには、間伐をした木は市場へ出してもらい、そういう施策を県の方で行ってもらえないでしょうか。

森林整備課長

間伐につきましては、冒頭、林業振興課長が説明しました森林ゾーニングにより、経済活動として成り立つところと、成り立たないところを区分し、施策の選択と集中を行っています。

具体的には、経済活動として成り立つところは経済林と区分し、国の造林事業である直接支援支払事業を活用して、搬出間伐を中心に事業を実施しています。

また、もう一方の、経済活動が成り立たないところは環境林に区分し、県民の皆様からいただいている基金を原資とします。紀の国森づくり基金事業を活用して、将来的に針広混交林化を図るため、切捨間伐を中心に事業を実施しています。

今後も、これらの支援をしていきたいと思っています。

森林・林業
局長

間伐材についてですが、昨年発生しました福岡県朝倉市の災害現場において、どれだけの流木が流れてきているかを含めて、林野庁のプロジェクトチームが調査に入っております。

その中で、流木が間伐材なのか、それとも根が付いた材が流れてきているのか、サンプリング調査が行われています。林野庁のホームページにも掲載されています。

それによりますと、流木の多くは根が付いた材が主であるとの調査結果が出ております。間伐材も流れてきているようすが少数のようです。

森林・林業
局長

実際には、あれだけの雨が降った場合には立木の根の影響力を及ぼす、その底から流下してきているところが流木災害の一番大きな原因であると思っております。

今、森林整備課長が説明しましたように、経済林として出せるところはしっかり出していく、環境林としてやるところはしっかり間伐して下層植生を生やしていく、そういうメリハリのついた施策が大事だと思っております。

委員

間伐材ですが、山で伐り倒して、これが腐ってしまうまで、おそらく10年ぐらいは掛かると思います。だからその間は、山に入ったら危なくて居てられないのが現状であると思えます。従いまして、これについて、間伐をしながら山主は費用を負担し、そして各町も独自に補助金を出しています。それにもかかわらず県の方からは補助金が出ていません。だからもっと、全体観念を持って考えていただければと思いましたので発言させていただきました。

以上です。

委員

これから木質バイオマス発電が、いよいよ32年春からとお聞きしましたけど、バイオマス発電の運材補助が去年か、一昨年に別の部局で創設されたと認識していますが、今でも継続して運材補助は出ることになっていますか。

林業振興課長

最初の1年間ということで、バイオマス発電に必要な材を集める時に、それを開始してから1年間という期間限定ですが、m3千円の運材費といいますか、その補助が商工労働部の産業技術政策課の方で、これはまだ続いています。

委員

是非有効に活用していただきたいです。

議長

他にございませんか。

委員

私は、山村というか住んでいるところは山の中です。関わっていることは子供達ですので、緑育の部分で関わらせていただくことが本意ですけども、山村の活性化・活力を考えました時に、今度、この新たな森林管理システムが出てきていますが、一番裾野を扱う作業員さん達、そしてその家族達が元気でない

と、山村の活性化はないと思います。

たまたまですけど、最近こちらの育林をする会社に就職してきた人が、大阪で私が知っている人達と繋がりを持っている若い人で41歳です。その方と話をした中で、和歌山は人気がないという訳です。なんで人気がないのと言ったら、安いという訳です。一番下のところを支えくれる作業員さん達に若い人がいないのは、安い。今の世の中、山の中でも子供を育てていくには、すごくお金が掛かります。それを支えられるだけのものが、はたして出ているのかと感じました。彼は数年間、三重県で働いたそうです。林業で。そしたら自分の周りには茶髪の子も沢山いた、若い人が沢山働きに来ていた、でも和歌山にはいないという訳です。一番下の作業員さん達が、きちんと子供を育てられるだけの余裕のある賃金が出ているのかと思いました。これは、いろんな施策の中では見えてこないところですけど、労働関係の話になると思いますけど、雇っているのは、山を持っている人とか山を動かしている人達だと思います。今、林業大学校でどんなことをしているかは、フェイスブックで出てきたりするので、見させていただいています。和歌山すごい、いっぱいやっていると思います。高性能林業機械も沢山入れて頑張っているし、悪いことないと思います。彼にどうして和歌山へ来たのと言ったら、大阪であった林業系の説明会の時に、木を育てる会社があったから、多分、奥さんは働いていないので、それなりの給料は出ていると思います。

私のお願いは、森林審議会ということではないのかもしれませんが、これから市町村が自ら管理をする森林が増える。その時に働いてくれるのは誰というところで、「和歌山の林業大学校に行ったら暮らしていけるだけの給料が貰える。山の仕事ができる。」という噂が広がってほしいと思います。男親に力がなくて経済力がないと、女も働きに出なくてはいけないし、そうすると子供はどうなるのというところもあります。現場の作業員さん達が十分な技術を持って入ってくるのであれば、それに見合ったお給料をあげてほしいと思っています。そうしないと、山村の活性化はないと思います。きちんと暮らしていけるものがあれば、祭りにも寄付をして祭りを盛り上げようとか、その地域の文化というものも盛んになっていくと思うので、これは意見というよりお願いですけども、山を作っていくときに、一番下を支える作業員さん達のことを考えていただければ

委員

嬉しいと思います。

林業振興課長

個々の給料といいますか、賃金になりますのでコメントしづらいところではありますが、委員が言われましたように、過去に平成14年から和歌山が率先して緑の雇用を推進しました。それと同じようなことを森林環境譲与税ができる来年からできないか当局内で検討しているところです。以前の緑の雇用は、最初来るときは緊急雇用対策でありました。最近では来るときには緑の雇用事業、その後、国の方でもきちんと体系立てられて補助が出るようになっていきます。

森林環境譲与税が恒久財源として、これが市町村の方に下りてきます。また、一部は県の方にも下りてきます。安定財源が確保されますので、安定雇用、安定収入といったものを作っていきたいと思っています。それについては、林業部局だけでは難しいですから、県では労働政策課、移住定住推進課、もちろん一番一緒になって取り組んでもらわなければならない市町村もあります。そういったところで仕事を作って、家を作って、暮らしを作って、何を作ってということで、和歌山県へ行く仕事も用意してくれて、住まいも用意してくれて、暮らしの案内もしてくれてというような、ワンストップで分かりやすい窓口、そんな体制が整えられないか、今、鋭意研究をしているところです。

委員

ありがとうございます。

そうなれば良いと思います。そして過去に緑の雇用の時には、3年が過ぎたら和歌山では家族持ち以外は首を切るという話が他所には伝わっているようなので、そのようなことがないようにご指導の方よろしくお願いします。

議長

それでは、時間の都合もありますので、先に、次の事項について事務局から説明をお願いしたいと思います。

その後、今の事項も含めて、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

森林経営管理法等の概要について、事務局から説明をお願いします。

林業振興課
計画班長

森林経営管理法等の概要についてご説明させていただきます。

資料は参考－２になります。

先ほど、局長や課長からも説明がありましたが、この森林経営管理法につきましては、今年の5月末の通常国会におきまして可決成立し、平成31年4月から施行となっています。

我が国の森林、特に人工林は資源が充実し主伐期を迎えつつあります。一方で、森林現場には森林所有者の経営意欲の低下等の課題があり、森林の手入れや木材生産が十分になされていない状況です。

こういった状況のもと、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者を繋ぐシステムが構築されました。

市町村は森林所有者に意向調査を行いまして、経営管理を委託された場合、林業経営に適した森林については「意欲と能力のある林業経営者」に再委託をする。また、林業経営に適さない放置された森林については、市町村が自ら管理するということとなっています。

併せて、所有者不明森林の問題も対応するということになっております。

次のページをお願いします。

冒頭申し上げましたが森林の経営管理の現状と将来像ということで、私有人工林のうち3分の2は新たな制度による整備が必要であり、左側の山の絵のような間伐が進まない、路網が開設できないなどの課題がある状態であり、これを右側の絵のように林業経営に適した人工林にするため、森林経営の集積・集約化、路網整備をすすめて林業的利用を展開していきます。また、山の上部については、自然条件に照らして林業経営に適さない人工林として、針広混交林等へ誘導するというような、多様で健全な森林の整備を行い、森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化を図っていこうというものです。

次のページをお願いします。

この森林経営管理制度による期待される効果ですが、市町村は経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与するものであるとか、間伐遅れの森林が整備され土砂災害の発生リスクが低減し、地域住民の安心・安全に寄与するものであります。

森林所有者は市町村が仲介役となることから、長期的に安心して所有森林を任せられ、意欲と能力のある林業経営者が経営管理をすることにより収益の確保も期待できます。

また、林業経営者は、多数の所有者と一括した契約が可能となるとともに、所有者不明森林も特例措置により整備ができるようになり、森林整備や路網整備が効率的に実施できることとなるということです。

次のページをお願いします。

今まで説明させていただいたこの制度の内容がまとめられたものであります。①として、森林所有者に適切な森林の経営管理を促すための責務を明確化し、②として森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受けます。③として、その森林が林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託します。

④として、再委託できない森林については、市町村が管理を実施する。ということとなっております。下の図にはそのスキームが図化されております。

森林所有者から市町村、林業経営者という流れになっていまして、森林所有者の委託を受け経営管理権を市町村に設定し、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託する。その林業経営者に経営管理実施権を設定するという形になります。

次のページをお願いします。

市町村が森林所有者に行う意向調査の方法などが書かれています。

まずは、step1、意向調査の準備ということで、地域の実情を踏まえた意向調査区域の設定を行い、step2で地域の協力を得て意向調査を実施する。step3、意向調査により、所有者自らが経営管理を行うのか、市町村に委託するのか、また所有者不明森林と把握できるかということになります。

次のページをお願いします。

ここでは意欲と能力のある林業経営者の選定についての説明です。これについては、県がこの経営管理実施権の設定を希望する林業経営者を募集し、市町村からの推薦も含め検討し、公表することとなっております。その考慮する事項としては、森林所有者等の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど効率的かつ安定的な林業経営の実現ができるか。また、主伐

林業振興課
計画班長

後の再造林を実施するなど林業生産活動の継続性の確保が確実であるなどということであります。

次のページをお願いします。

市町村の体制支援につきまして、活用可能な例として森林組合や県職員OBなどを「地域林政アドバイザー」として活用し、森林組合などへの意向調査の委託、隣接市町村との協議会の設立が考えられるとともに、県が市町村の名による代替執行もできるように措置されています。

次のページをお願いします。

(仮称)森林環境税及び森林環境譲与税について、説明します。

平成30年度税制改正大綱において、(仮称)森林環境税及び森林環境譲与税の創設が明記されたところです。基本的な枠組みとして森林環境税は国税とし、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収します。その全額を譲与税特別会計に入れ、市町村及び県に対して譲与されることとなります。

森林環境譲与税については、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとされております。

次期及び規模については、森林環境税は平成36年度から課税され年額千円となっています。森林環境譲与税については、前段にご説明した新たな森林管理制度の施行と併せて平成31年度から行うこととなっています。

次のページをお願いします。

森林環境税及び森林環境譲与税のフレームを示しております。平成31年度から平成35年度の間における譲与財源は、後年度における森林環境税の税収を先行して充てるという考えの下、暫定的に譲与税特別会計における借り入れにより対応することとなっています。

次のページをお願いします。

森林環境譲与税の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準です。譲与額は徐々に増加する設定となっており、初年度の平成31年度は全国で2百億円、その額が

林業振興課
計画班長

徐々に増加し、最終平成45年度以降6百億円となっています。
市町村と県の割合については、初年度は全体の8割が市町村へ2割が都道府県となり、最終平成45年度以降は市町村9割、都道府県1割という配分になります。

また、各市町村及び県への配分額については、私有林人工林面積が5割、林業就業者数が2割、人口が3割という数値でもって割り当てられます。

最後のページに県内への譲与額を試算しているものを付けておりますが、初年度は県内市町村に約3億8千万円、県に9千6百万円、平成45年度以降は県内市町村に約13億円、県に1億4千万円ということであります。

次のページでは制度設計のイメージとしていますが、今まで説明させて頂いたことが図示されています。

本県ではこの森林経営管理法の制定や森林環境税及び森林環境譲与税を活用した森林整備等を進めることにより、林業の成長産業化や森林が有する公益的機能の保持はもとより、新たな雇用を生み出し、地域の活性化が促進されるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

【質 疑】

議 長

ただ今、事務局から森林経営管理法、森林環境税、森林環境譲与税について説明がありました。

先ほどの事項も含めて、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

委員

紀州材のことについてお聞きします。紀州材とは何を指して言うんですか。

林業振興課長

紀州材と言うのは、県内で生産し、県内で加工されたものが一義的に紀州材と言われています。

委員

実は、別の職員の方からも同じことをお聞きしました。それでは、紀州材のブランドPRでありますけど、何を売りにされようとしていますか。

林業振興課長

これまでの取り組みでは、目込みの良さ、色、ツヤといったところですが。最近では強さです。ヤング係数を測りまして、それがスギにしても、ヒノキにしても、全国の産地での出現率よりも、和歌山県内のスギやヒノキの方が良い値といたしますか、出現率が一つ、二つ多く出ますということで、パンフレットを作ってアピールしてきています。

委員

その辺りのPRを広く周知していただきたいと思います。私も建築関係団体で、きのくに建築賞という建築賞を3年前から、今年で3回目ですけども、林業振興課のご協力もいただいて、紀州材賞というのを設けておりまして、紀州材を構造にも意匠にもうまく使って、すばらしく表現している特に良い住宅を表彰する賞を設けています。では、まず紀州材の定義ですね、なんだろうと確認したらそういうお答えだったものですから、ですから、県産材全てを紀州材と言うんだよ、そうなんですけども、ブランド化して首都圏に売り出すのであれば、その中のもっと品質の良い物に特化して、例えば備長炭であるとか、南高梅が成功したような、そういう形のものに紀州材という名前を付けるとか、そういう方向というのはお考えですか。

林業振興課長

今、それを何とかしなくてはならないと思っています。県内で生産し、県内で加工したものであれば、特の物からA、B、C全部一緒になって紀州材と言っていますので、ブランドにならないのではないかということで議論をしております。県内では紀州材となっていますので、名前を変えて特選紀州材とするのか、厳選紀州材とするのか、例に取っておかしいですが、和歌山県のミカンが生産量日本一というのは十数年続けていますが、額は一番にはなれなかったですけども、ここ数年前から厳選ミカンとして、9月に採れたものは糖度9度以上、10月は10度以上、11月は11度以上のものを厳選ということで、特別に選別をして売っています。量は量でもちろん一番ですけども、額も上がってきたということで、それが一つのブランドなのかなということもあって、どこで分けるのか、製品で分けるのか、原木で分けるのか、いろんな部分がありますので、委員に言われたように、今後、紀州材の良さといった場合に、どういったところで、何を厳選して、住み分けをしていくか、分類をしていくか、検討を進めているところです。

委員

県民であれば、和歌山県の林業振興のために和歌山の木を使いましょうという気持ちになりますけれど、お客さんに対して、高くてもこれを使いたいとPRするだけのものを私もほしいです。その辺りをしっかりお願いできれば紀州材賞も、もっと大きくPRできると思いますので、是非、よろしくお願いします。

委員

森林経営管理法案の方は森林環境税と絶妙な組み合わせで、見るからにうまくいくような感じになっていますが、よく言われているように市町村の力を、いかにレベルを引き上げていかかということで、そこは是非、県の方で支援していただきたいと思います。

一つ質問といいますが、意見ですけれども、たまたま私、明日、宮崎県に行ってお話をするように言われていて、ここ一ヶ月ぐらい調べていまして、その中で、いわゆる林齢の平準化と将来の山からの材の出し方というものをテーマにあげてということで、全国的なものがこうしてあって、そんな中で、今、全国で1齢級が7万ha、2齢級が11万haぐらいしかありません。和歌山県も見ましたら22haとか200haしかないということで、一方で4千万m³、全国で出して行きましょうと。もしかして将来的に海外から材が入って来ないことが考えられます。今3割ですから50%へ持っていくのに一生懸命やっていますが、逆に入って来なくなったら、もっと出さないといかんかもしれない。そういう中で、上の塊は50年経ったらもっとこっちへいく訳ですけれども、この間ずっと今の状態でいっただら、この分をこのままにしていると4千万m³出す材が無いと、大きな物は買うかもしれないですが、今、大径木は安くなっているとか、機械そのものも、どちらかと言うと小径木対応となっていますので、逆に回さないといかんという考えもあるかもしれないですが、今のところ、ここ10年、20年の機械開発の中では逆行するような形になってしまいます。正直、ここをどうやって厚くするか、法正林とは言いませんけれども、ここを厚くする考えを、その部分で和歌山県の場合は、山がきついか、古い機材が多いということで、どんどん皆伐しましょうと言えないかもしれないですけども、同じような状況に将来的にはなってくると思うので、材の供給を上げるということも含めて、どのようなお考えになられているのか、もちろん、伐ったら植えなければいかなので、そうするとコストが合わない

委員

か、そこはそこで、我々としたら間伐重視の補助金政策よりは、主伐・再造林に軸足を移した方が将来の日本を考えると正しいと思いますが、ここは林野庁でお題が決まっています、地球温暖化対策のために55万haの間伐をしなくては行けないので、なかなかお金が回りませんからあんまり言わないでと、言われています。全て含めて、主伐をして、ある程度材を出して、ピークをなるべく下げながら、こっちの方を潰していくような政策を是非考えながら、和歌山県でも将来的にはそういう形に持っていった方が良いと思いますので、その辺のご意見を聞かせていただきたいと思います。

林業振興課長

ありがとうございます。

もちろん、和歌山県の中でも間伐オンリーでは難しいと思っています。素材生産ということは、生業林業としまして難しいのではないかと考えています。

委員が言われましたように主伐にシフトしていきたいと考えています。また、間伐の部分につきましては、やはり、特に搬出間伐による素材生産ということになると予算と言いますか、国からの補助金と言いますか、それに左右されるところが多いものですから、今のところ県内でも毎年毎年出てくる間伐材の量は、だいたい予算見合いの結果という感じではありません。

これが、一昨年、昨年ぐらいからゾーニングをやって、間伐もやって、その代わりに、やはり循環施業というところでコンテナ苗を使って、伐った後にはきちんと植えていかなければならない。適地適木はもちろんありますけども、伐ったところでは次の植生というものをきちんと考えていかなければならない。そういったところで花粉症対策苗を行ったり、コンテナ苗の製造に向けての体制整備を行ったりということで、もちろん間伐は間伐としてやりながら、主伐にいきたいなと思っています。

そんな結果としまして、ここでは、まだ資料として載せていないですけども、29年度の素材生産量というものが県の独自調べですけども、21万7千m³になっています。一昨年28年からは2万3千m³ぐらい増えています。20万m³を超えたのは13年ぶりぐらいで、それまでは17万m³、18万m³ぐらいで10何年間は横ばいできていたのが、ちょっと増えています。30年度がどうなるかということがありますので、手放しで喜

林業振興課長

ぶ訳にはいかないですけども、そういったことから林内路網であつたりとか、和歌山の急峻な地形では欠かせない架線集材であつたりとか、そういったものでの生産コストを下げられないか、今、一生懸命取り組んでいるところです。

委員

そのとおりだと思います。林業家の方もいらっしゃるんですけども、4千万 m³ 全国で出したら、ほんまに売れるんかというところもありますし、国有林がこれから増産しましょうというところもありますし、そういうところを注視していただきたいと思います。

先ほど人の問題も出てきましたけれど、やっぱり宮崎ですとか、北海道ですとか、再造林率の高いところというのは全然人が足らないと、育林ですね。その部分についても、和歌山県でも同じような問題が出てくると思うので、どんどん人を入れていく仕組みづくりが大切だと思います。

和歌山県の木材産業ですが、川下の方の使い方を将来考えると、やはり一定の量の木材のストックなり、量というものは把握しておかないと最後になって消えてしまう可能性があるもので、是非、よろしくお願いします。

議長

時間の都合もありまので、最後のお一人になりますが、ご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

委員

以前、森林環境税の話聞いた時に、今まで県の方々が行っていた仕事が、市町村主体になっていくことに不安を感じたというか、スムーズにいくのかなという気持ちがありました。

今回、詳しく内容を見せていただいて、一番感じたのは、森林所有者が、地元に住れば別ですけども、不在村地主のような方々が施業をしたくても、どうして良いか分からない。売りたいくても売れない。いろんな事情を持っている人が沢山いると思います。そういう意見を集約して進めていくには、市町村の職員の皆さんの力が必要かなと感じました。ちょっと対象外のところかも知れませんが、空き家対策をしている時に、役場の税務課が地元に住ない所有者に、空き家対策はこういうことができますよ、撤去するのに補助金が出ますよ、いろんな内容を税金の徴収票と一緒に送っています。それによって、自分がしたかったことに目安ができる人も出てくるのと同じように、林業

委員

の方もそうだと思います。どうにかしようと思っけていてもできない人、あるいは逃げたい人、税金も払いたくない人、いろいろな形があると思うので、その辺は、その方の状況を計りながら進めていくことが、すごく大事だと思います。

この制度に期待したいと思います。

林業振興課長

ありがとうございます。

委員が言われるとおりで、自分の山をどうしていこうかということで、一生懸命の人は自ら、又は森林組合に申し出て経営計画を立てて、ここではいつ間伐をやって、ここではいつこうしてと、されていると思います。その代わり、不在村の方、まったく興味のない方、又それとは別に、何をして良いか分からない人、そういった人達が自分の山を市町村に預けることになります。預ける先が市町村ですから、ある意味安心していただけたと思います。

その後、預かった市町村はきちんと管理をしていかなければならないという負担が生じる訳で、経営してあげますよというところに上手にバトンタッチできるかということと、ここは預かって採算が合わない山だから、これは市町村自らが間伐なりをして針広混交林というような形で、後年負担の掛からない、コストの掛からない山に導いていくこととなります。

制度の中では市町村が、その役目を担うこととなりますので、県もバックアップをしながら進めていきたいと思っています。

意欲と能力のある林業経営体につきましては、そういったところを引き受けて、儲けていただきたいと思っています。

議長

それでは、予定の時間も過ぎていきますので、質疑応答を終了したいと思います。

ご意見、ご質問等がございましたら、事務局の方へ直接お問い合わせをお願いします。

本日の議事は以上です。

長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。

議長の職を終了させていただきます。

司 会

■■■■会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、会長から議事録署名人としてご指名いただきました、■■■■委員と■■■■委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

【閉 会】

以上をもちまして、本日の森林審議会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

気を付けてお帰りください。